

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

アサヒホールディングスグループ(以下、「当社グループ」という)は、わたしたちの信条、企業として大事にすること、社員として守ること、行動指針などを、グループ社員が共有すべき価値「Asahi Way / アサヒウェイ」として定めています。取締役およびグループ経営陣はこの「Asahi Way」を自らが率先して実践するとともに、幹部社員や社内ポータルサイトを通して全グループ社員に徹底させています。「Asahi Way」の理念に基づき、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的として「アサヒホールディングス コーポレート・ガバナンス基本方針」(以下、「コーポレート・ガバナンス基本方針」という)を制定し、各項目を実行することによりコーポレート・ガバナンスの継続的な充実を図っています。

コーポレート・ガバナンスを確立し有効に機能させることは、企業の社会的責任であると共に、経営の効率性や透明性を高め持続的な企業価値向上に資するものと考えます。当社は、株主・取引先・従業員・地域社会などさまざまなステークホルダーからの信頼に応えるコーポレート・ガバナンスを構築し、上場企業としての社会的使命と責任を果たすとともに、コンプライアンスを重視しつつ経営環境の変化に迅速に対応できるトピマネジメントの構造と事業執行体制を整備し、持続的な企業価値の向上を目指します。

「コーポレート・ガバナンス基本方針」は、当社ホームページに掲載しています。

URL: <https://www.asahiholdings.com/sustainability/governance/>

上記の「基本的な考え方」の詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第1章 総則、別添資料1:Asahi Way / アサヒウェイ、をご参照ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則すべてを実施しています。

コーポレートガバナンス・コードの各原則の実施状況については、「コーポレートガバナンス・コード実施状況表」(*)をご参照ください。

(*)本コーポレート・ガバナンス報告書PDF版への添付、あるいは上記URLの「コーポレート・ガバナンス基本方針」の添付をご参照ください。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

当社は、2021年6月の改訂後のコードに基づき開示しています。

【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、取引関係の強化および取引関係の構築等当社グループの企業価値の維持または向上に資すると判断される場合には、政策保有株式を保有することがあります。

政策保有株式については、当社の資本コストを踏まえ、中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証したうえで保有の合理性について毎年審議を行い、保有の合理性がなくなっている場合には速やかに売却を行うこととします。

政策保有株式の議決権については、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の企業価値の向上を期待できるかどうか等の観点から総合的に賛否を判断し行使を行います。

詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第2章 株主等との関係 6. 政策保有株式、をご参照ください。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社取締役、グループ会社役員およびその近親者ならびに主要株主(総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者)等との取引のうち重要性の高いものについては、客観的かつ網羅的な情報把握をおこなった上で、取締役会に上程し、取引の内容や条件の妥当性について審議します。また半年毎に、取引の有無に関する調査確認書を作成し、重要な事実がある場合には取締役会に報告しています。

詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第2章 株主等との関係 5. 関連当事者間取引防止、をご参照ください。

【原則2-4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保】

【補充原則2-4】

当社は、性別、年齢、人種、国籍、宗教、障害の有無等の多様性を受容(ダイバーシティ&インクルージョン)し、幅広い人材が個性と能力を發揮でき、個人的な属性による不平等が発生しないよう、人材の採用や評価等の諸制度を適切に運用しています。

グループ全社員に対して、階層別の人材育成研修の他、専門性を重んじたプロフェッショナル人材であることを目指し、専門能力を修得するための研修機会を提供しています。

また、女性の活躍推進に向けて、各種制度の整備を行い、さらに女性が働きやすく、その能力を發揮することのできる職場環境づくりを推進しています。具体的には、「女性従業員に占める管理職比率の向上」をSDGs重点テーマの一つとして設定し、2030年度末までに男性における管理職比率と同等水準にすることを目標に掲げています。さらに、職場での活躍を望む女性従業員が能力を發揮し働ける会社を目指し、男女にかかわらず意欲的に活躍できる働きやすい職場への改善や、キャリアに関する意識向上を図っています。

詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第4章 ステークホルダーとの関係 4. 従業員との関係、をご参照ください。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能發揮】

当社は、企業年金の運用等においてはアセットオーナーとして期待される機能を發揮できるよう、専門の外部機関と連携のうえで、財務部門責任者や人事部門責任者が参加する資産運用委員会にて、その運用を行っています。

詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第4章 ステークホルダーとの関係 6. アセットオーナーとしての役割、をご参照ください。

【原則3-1. 情報開示の充実】

当社は、株主をはじめとするさまざまなステークホルダーの理解を得るために、適切な情報開示の実現に向けて十分な配慮を行っており、ステークホルダーへ正確な情報伝達ができるよう、情報開示にあたっては平易かつ具体的な記載をするよう努めています。また、法令に基づく開示以外にもさまざまなステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)について、ウェブサイト等で積極的に開示しています。

() 経営理念、経営戦略、経営計画

当社は、わたしたちの信条、企業として大事にすること、社員として守ること、行動指針などを、グループ社員が共有すべき価値「アサヒウェイ」として定め、当社ホームページ、株主総会招集通知、統合報告書などで開示しています。また、中期経営計画についても、当社ホームページや統合報告書などで開示しています。

経営理念

URL: <https://www.asahiholdings.com/group/philosophy/>

中期経営計画

URL: <https://www.asahiholdings.com/ir/strategy/>

() コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

「コーポレート・ガバナンス基本方針」第1章 総則 2. コーポレート・ガバナンスについての基本的な考え、をご参照ください。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

代表取締役1名と独立社外取締役2名から構成される「報酬委員会」が、監査等委員を除く各取締役の報酬額の総額、基本的な報酬体系ならびに報酬の水準について提案を行い、取締役会において審議の上決定しています。「報酬委員会」による、監査等委員を除く取締役の個別評価の提案に際しては、年度と中期の業績見通しと個別の貢献度、配当、他社報酬水準との均衡、経営幹部や社員の報酬水準との均衡、過去の支給実績、報酬体系等を勘案して総合的に判断しています。

詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第5章 コーポレート・ガバナンス体制 9. 取締役報酬決定のプロセス、別添資料6: 取締役および経営幹部の報酬決定の考え方、および、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の「取締役報酬関係」報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容をご参照ください。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

代表取締役1名と独立社外取締役2名から構成される「指名委員会」が、候補者の業績や課題達成度の評価や取締役としての資質等に基づき、次期代表取締役ならびに取締役候補の指名および解任について、取締役会に対して提案し、最終的には取締役会で審議し決定しています。

詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第5章 コーポレート・ガバナンス体制 8. 取締役候補指名および解任決定のプロセス、別添資料5: 取締役および経営幹部の選解任にあたっての基本的な考え方、をご参照ください。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社は、取締役候補の選任理由を株主総会招集通知で開示しているほか、社外取締役の選任理由については、本報告書「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1. 機関構成・組織運営等に係る事項」の「取締役関係」で開示しています。

【補充原則3-1】

当社は、事業活動そのものがサステナビリティに貢献していることを踏まえ、事業の成長と社会的課題の解決の両立を実現するために、当社グループのサステナビリティに関する取組について策定するとともに、取組内容や取組状況について当社ホームページや統合報告書などで開示しています。

サステナビリティアクション

URL: <https://www.asahiholdings.com/sustainability/>

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

【補充原則4-1】

当社の取締役会は、株主からの委託を受け、効率的かつ実効的なコーポレート・ガバナンスを実現するとともに、当社グループが持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現することについて責任を負い、経営の基本方針、経営戦略、事業ポートフォリオ、中期経営計画、年度計画、投資計画、その他戦略的な方向付けに関する経営の重要事項を審議し決定します。法令・定款の範囲内で定めた社内規程に従い業務執行取締役委任された重要な事項については、「グループ事業執行会議」において、審議し決定します。

詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第5章 コーポレート・ガバナンス体制 2. 取締役会の役割、をご参照ください。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性基準及び資質】

当社は、会社法および東京証券取引所の独立性に関する要件に加え、「社外取締役の独立性に関する基準」を独自に定め、経歴や当社グループとの関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる独立社外取締役を選任しています。

詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第5章 コーポレート・ガバナンス体制 6. 取締役および社外取締役、別添資料4: 社外取締役の独立性に関する基準、をご参照ください。

【原則4-10. 任意の仕組みの活用】

【補充原則4-10】

当社は、取締役会の諮問機関として、2名の独立社外取締役を含む3名で構成される「指名委員会」および「報酬委員会」を設置しており、両委員会の委員長は独立社外取締役から選任しています。これにより、取締役や主要な経営陣候補者の指名・解任、取締役の報酬額の決定について、透明性、公平性、客観性を確保しています。

詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第5章 コーポレート・ガバナンス体制 8. 取締役候補指名および解任決定のプロセス、9. 取締役報酬決定のプロセス、をご参照ください。

【原則4-11. 取締役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4-11】

当社の取締役会は、各事業部門や技術部門や管理部門の分野に精通した業務執行取締役と企業経営に必要な多様な専門性を有する社外取締役で構成し、多様な人材と適正な規模で運営しています。取締役候補については、性別や、国籍、職歴、年齢等の個人的属性に左右されることなく、人格、知見に優れた人材を選任し、社内取締役においては、事業内容を深く把握する能力と決断力と業績面での実績を有する人材で構成しています。監査等委員である社外取締役については、財務、法律、経営等の多様な専門性を有し、監督的立場である社外取締役の知見と経験のバ

ランスに配慮した上で構成しています。また、各取締役の知識や経験、能力等を一覧化したスキルマトリックスを策定し、当社ホームページや統合報告書で開示しています。

なお、独立社外取締役の木村美代子氏は、アスクル株式会社の取締役として事業拡大に携わっており、豊富な企業経営者としての業務経験を有しています。

詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第5章 コーポレート・ガバナンス体制 3. 取締役会の構成、をご参照ください。

取締役のスキルマトリックス

URL: <https://www.asahiholdings.com/sustainability/governance/>

【補充原則4-11】

当社の取締役が役員を兼務する上場会社は当社を含めて4社以内と定め、取締役の兼務状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書等を通じ、毎年開示しています。

【補充原則4-11】

当社の取締役会は、取締役会全体の実効性の分析・評価を毎年実施しています。複数の評価項目からなるアンケート調査票をすべての取締役に配布して回答を得た上で、その集計結果に基づき取締役会において議論し、分析・評価を行い、その結果の概要は当社ホームページや統合報告書で開示しています。

詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第5章 コーポレート・ガバナンス体制 4. 取締役会の運営と実効性の評価、をご参照ください。

取締役会の実効性評価

URL: <https://www.asahiholdings.com/sustainability/governance/>

【原則4-14. 取締役トレーニング】

【補充原則4-14】

当社は、社内専門家や社外講師による取締役の役割や責務を果たす上で必要な知識や情報等の習得の機会を、全取締役に対して継続的に提供しています。

詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第5章 コーポレート・ガバナンス体制 11. 取締役トレーニング方針、別添資料7: 取締役トレーニング方針、をご参照ください。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を促進するために、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指した中期経営計画をはじめとして、当社のビジョンや経営方針、事業ポートフォリオに関する基本的な方針や見直しの状況等を分かりやすい形で説明し、株主の理解が得られるように努めています。

IR活動は代表取締役が統括し、IR担当部門が行っています。株主からの個別の要望がある場合には、必要に応じて代表取締役、社外取締役を含む取締役、IR担当部門が面談対応を行います。円滑なIR活動のため、IR部門が中心となり、社内関連部門と連携をとっています。

中期経営計画や四半期毎の決算内容については、取締役会決定後速やかにTDnetや当社ウェブサイトによって公表しています。

機関投資家に対しては、中期経営計画・決算等の説明会を実施し、説明後の質疑応答により内容の充実を図り、要望に応じて当社の事業理解のための機会を設けています。

株主・投資家との対話を通して得られた内容は、業務執行取締役に対して即時に報告しています。特に、株主である機関投資家からの指摘や示唆については、速やかに全取締役に報告し、必要があれば取締役会に報告し、討議のうえ経営に反映させています。

未公表の重要事実の伝達は決して行わず、フェアディスクロージャーの徹底を図っており、四半期毎の決算日翌日から決算発表日までは、決算情報に関する対話を控える「サイレント期間」としています。

詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第2章 株主等との関係 3. 株主との対話、をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	3,045,200	7.64
(株)日本カストディ銀行(信託口)	2,428,600	6.09
寺山 満春	887,145	2.22
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	772,800	1.93
寺山 正道	742,345	1.86
アサヒ従業員持株会	711,800	1.78
(株)日本カストディ銀行(信託口5)	569,100	1.42
(株)日本カストディ銀行(証券投資信託口)	520,400	1.30
(株)日本カストディ銀行(信託口6)	504,600	1.26
JP MORGAN CHASE BANK 385781	495,029	1.24

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

2021年3月31日時点の株主名簿に基づき記載しています。なお、2021年4月1日付で、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しました。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	非鉄金属
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
木村祐二	その他													
金澤恭子	弁護士													
原良憲	学者													
木村美代子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

木村祐二		同氏を独立役員として指定しています。	<p>廃棄物処理、リサイクル等を含めた環境保全に関する専門的な知識・経験等を有しており、経営に対して独立性を確保した立場から、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、同氏を社外取締役を選任しています。</p> <p>(独立役員の指定)</p> <p>一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立役員としての要件を満たしており適任であると判断したため、本人同意の下、取締役会において当社の独立役員として指定しています。</p> <p>なお、同氏は、上場規程施行規則に定める「独立性に関する開示加重要件」には該当しておりません。</p>
金澤恭子		同氏を独立役員として指定しています。	<p>弁護士として法律に関する高度な知識及び他社の社外取締役を務めている経験を有しており、経営に対して独立性を確保した立場から、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、同氏を社外取締役に選任しています。</p> <p>(独立役員の指定)</p> <p>一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立役員としての要件を満たしており適任であると判断したため、本人同意の下、取締役会において当社の独立役員として指定しています。</p> <p>なお、同氏は、上場規程施行規則に定める「独立性に関する開示加重要件」には該当しておりません。</p>
原良憲		同氏を独立役員として指定しています。	<p>京都大学経営管理大学院で院長・教授を務め、サービス・イノベーション全般に関する高い専門的知識・経験を有しており、経営に対して独立性を確保した立場から、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、同氏を社外取締役に選任しています。</p> <p>(独立役員の指定)</p> <p>一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立役員としての要件を満たしており適任であると判断したため、本人同意の下、取締役会において当社の独立役員として指定しています。</p> <p>なお、同氏は、上場規程施行規則に定める「独立性に関する開示加重要件」には該当しておりません。</p>
木村美代子		同氏を独立役員として指定しています。	<p>アスクール株式会社の創業メンバーの一人として事業を立ち上げ、子会社であるアスマル株式会社代表取締役を経て、アスクール株式会社の取締役として事業拡大に携わってきました。豊富な企業経営者としての業務経験、マーケティング分野における知見と実績を有しており、経営に対して独立性を確保した立場から、当社の持続的な企業価値向上に向けて経営の監督を行っていただくため、同氏を社外取締役に選任しています。</p> <p>(独立役員の指定)</p> <p>一般株主と利益相反の生じる恐れのない独立役員としての要件を満たしており適任であると判断したため、本人同意の下、取締役会において当社の独立役員として指定しています。</p> <p>なお、同氏は、上場規程施行規則に定める「独立性に関する開示加重要件」には該当しておりません。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	1	1	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社「内部統制システムの整備に関する基本方針」に以下の項目を定め、実施しています。

- (1)監査等委員会の職務を補助する使用人を監査等委員会事務局に置く。
- (2)監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局員の任命、異動については監査等委員会の事前の同意を得なければならない。
- (3)監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局員に対する職務執行の指揮命令権は監査等委員会が有するものとする。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」において、監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の適正な連携および情報提供等が速やかになされるための基本方針を定め、実施しています。

詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第5章 コーポレート・ガバナンス体制 7. 会計監査人による適正な監査の確保、10. 取締役のサポート体制、をご参照ください。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

指名委員会と報酬委員会のいずれも、東浦知哉氏、木村祐二氏、原良憲氏の3名の委員で構成され、両委員会の委員長は筆頭独立社外取締役である木村祐二氏が務めています。

東浦知哉氏は当社代表取締役として、経営に関する豊富な見識と経験を有しています。木村祐二氏と原良憲氏はともに経営管理に関する豊富な見識と経験を有している社外取締役です。

2021年3月期の開催回数は、指名委員会が6回、報酬委員会が5回であり、全委員がその全てに出席しています。

詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第5章 コーポレート・ガバナンス体制 8. 取締役候補指名および解任決定プロセス、9. 取締役報酬決定のプロセス、をご参照ください。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

その他独立役員に関する事項

社外取締役全員が独立役員の資格を充たしており、独立役員として東京証券取引所に届け出ています。

また、独立社外取締役と業務執行取締役との連携をより強化し、円滑な連絡・調整が実施できる体制を整備するため、独立社外取締役の中から互選により筆頭独立社外取締役を選任しており、木村祐二氏が筆頭独立社外取締役を務めています。

【社外取締役の独立性に関する考え方】

当社では、「社外取締役の独立性に関する基準」を定め、遵守することで社外取締役の独立性を確保しています。

詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」別添資料4:社外取締役の独立性に関する基準、をご参照ください。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入

中長期的な企業価値向上へのインセンティブを趣旨として、「業績連動型株式報酬」を導入しており、各事業年度の「連結営業利益」の業績目標達成率等により株式付与数を連動させています。業績連動報酬に係る指標は、本業から獲得した利益で経営指標として最も相応しいと考える連結営業利益とし、業績目標達成時における業績連動報酬の全体に占める割合を3～7割程度とすることを基本方針としています。報酬体系と総額の水準については、他社取締役等の水準や当社グループ社員との均衡等を参考に客観性を重視し決定しています。詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」別添資料6:取締役ならびに経営幹部の報酬決定の考え方、をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2021年3月期における取締役の報酬等の内容は以下の通りです。

- ・取締役(監査等委員であるものを除く):員数4名(うち社外取締役0名)、固定報酬86百万円(うち社外取締役0百万円)、業績連動報酬等54百万円(うち社外取締役0百万円)、株式報酬22百万円(うち社外取締役0百万円)、合計163百万円(うち社外取締役0百万円)
- ・取締役(監査等委員):員数4名(うち社外取締役3名)、固定報酬38百万円(うち社外取締役18百万円)、業績連動報酬等0百万円(うち社外取締役0百万円)、株式報酬0百万円(うち社外取締役0百万円)、合計38百万円(うち社外取締役18百万円)
- ・合計:員数8名(うち社外取締役3名)、固定報酬124百万円(うち社外取締役18百万円)、業績連動報酬等54百万円(うち社外取締役0百万円)、株式報酬22百万円(うち社外取締役0百万円)、合計201百万円(うち社外取締役18百万円)

(注)

1. 取締役(監査等委員であるものを除く)の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まれておりません。
2. 業績連動報酬(賞与および業績連動型株式報酬)に係る指標は、本業から獲得した利益で経営指標として最も相応しいと考える連結営業利益としており、その実績は25,126百万円です。当社の業績連動報酬(賞与)は、該当年度の連結営業利益に一定比率を乗じて総額(当社子会社の取締役を含む)を算出した上で、取締役の役位ポイントおよび業績貢献度に応じて各人毎に金額を決定します。
3. 業績連動型株式報酬は、役位および業績目標達成率に応じて対象取締役に当社株式の交付が行われる株式報酬制度(非金銭報酬等)です。中長期的な企業価値向上へのインセンティブを趣旨としていますので、各事業年度の「連結営業利益」の業績目標達成率により付与ポイントを連動させています。また、第8次中期経営計画終了後の2021年5月31日在籍者を付与の対象者としています。2018年6月19日開催の第9期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度の継続および2018年度から2020年度までの3年間に在任する取締役(社外取締役、非常勤取締役および監査等委員であるものを除く)に対する株式ポイント付与数等について決議しております。業績連動係数は以下のとおりです。
100%以上:1.0
50%以上:0.5
50%未満:0
4. 取締役(監査等委員であるものを除く)の金銭報酬の額は、2015年6月16日開催の第6期定時株主総会において年額200百万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない。)と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員であるものを除く)の員数は、5名です。
5. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2015年6月16日開催の第6期定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、4名です。
6. 2018年6月19日開催の第9期定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度を継続しており、上記報酬限度額とは別枠で、2018年度から2020年度までの3年間に在任する当社の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)に対して報酬等の額および内容を決定しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く)の員数は、5名です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等の内容の決定に関する方針等は以下の通りです。

1. 決定方針の決定方法

当社の取締役会は、2名の独立社外取締役を含む3名で構成する任意の報酬委員会に対して、当社の取締役の報酬等の原案作成を諮問し、同委員会から答申された内容を踏まえ、当社の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。

2. 決定方針の内容の概要

当社は、株主総会で決議された役員報酬の限度額内で、取締役会の諮問機関である報酬委員会からの答申内容をもとに、取締役会にて決定しております。

報酬体系は業績向上への意欲を高める内容とし、取締役(監査等委員であるものを除く)の報酬は「基本報酬」「賞与」「業績連動型株式報酬」により構成されます。監査等委員である取締役の報酬は「基本報酬」のみです。

「基本報酬」は、それぞれの取締役の職責に応じて各人毎に金額を決定します。

「賞与」は、該当年度の連結営業利益に一定比率を乗じて総額(当社子会社の取締役を含む)を算出した上で、取締役の役位ポイントおよび業績貢献度に応じて各人毎に金額を決定します。

「業績連動型株式報酬」は、中長期的な企業価値向上へのインセンティブを趣旨としており、各事業年度の「連結営業利益」の業績目標達成率等により株式付与数を連動させます。業績連動報酬(賞与および業績連動型株式報酬)に係る指標は、本業から獲得した利益で経営指標として最も相応しいと考える連結営業利益とし、業績目標達成時における業績連動報酬の全体に占める割合を3~7割程度とすることを基本方針としています。報酬体系と総額の水準については、他社取締役等の水準や当社グループ社員との均衡等を参考に客観性を重視し決定しています。

3. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含め総合的に検討を行っており、取締役会としてもその答申内容を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第5章 コーポレート・ガバナンス体制 9. 取締役報酬決定のプロセス、別添資料6: 取締役および経営幹部の報酬決定の考え方をご参照ください。

【社外取締役のサポート体制】 更新

監査等委員会を補佐する組織として監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会等の円滑な会議運営等についてサポートをしています。また、監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人を置くことにより、監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するために必要な情報提供等を速やかになされる体制をとっています。

詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第5章 コーポレート・ガバナンス体制 10. 取締役のサポート体制、をご参照ください。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

コーポレート・ガバナンス体制の概要およびコーポレート・ガバナンスの向上に向けた取組みの状況については、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第5章 コーポレート・ガバナンス体制、をご参照ください。

< 取締役会の活動状況 >

取締役会では、経営の基本方針、経営戦略、中期経営計画、年度計画、その他戦略的な方向付けに関する経営の重要事項を審議のうえ決定しています。2021年3月期の取締役会は7回開催され、全取締役がその全てに出席しています。

< 監査等委員会監査の状況 >

監査等委員会では、監査方針・監査計画の決定、四半期・決算短信の監査、会計監査人の再任・不再任の決定、監査法人の報酬の承認、取締役の人事・報酬についての意見の決定、事業報告・株主総会議案の監査、内部統制システムの監査、海外子会社の業務に関するヒアリング、重要稟議の監査、などを主要な議題としています。

2021年3月期の監査等委員会は13回開催され、各監査等委員の出席状況は以下の通りです。

木村 祐二 13/13回(100%)

金澤 恭子 13/13回(100%)

武内 義勝 13/13回(100%)

原 良憲 11/13回(85%)

また、会計監査人である監査法人とは5回会議を開催し、内部監査部門から定例報告を9回受け、連携を強化しました。

< 内部監査の状況 >

内部監査は当社並びに国内外のグループ企業を対象とし、業務の適正な運営・改善・効率化および法規制・社内ルール遵守を図るべく、監査部門による計画的で網羅的な監査を実施しています。監査部門は、会計監査人と定期的な情報交換を行うとともに、監査等委員会とも定期的な情報交換および意見交換を実施しています。

< 会計監査の状況 >

当社は、会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人を選任しています。2021年3月期における継続監査期間、業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務にかかる補助者の構成については以下の通りです。

・継続監査期間: 15年間

・業務を執行した公認会計士の氏名: 竹野俊成氏、實野裕昭氏

・会計監査業務にかかる補助者の構成: 公認会計士12名、その他40名

< 責任限定契約の内容 >

当社と各取締役(業務執行取締役等を除く)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンスに関する機関設計と基本的な枠組みは次の通りです。

業務執行の監督機能、助言機能、利益相反の監督機能の強化と業務執行のスピードアップを図るための最適な体制であると考えています。

(1) 会社法上の機関設計として監査等委員会設置会社を選択し、独立社外取締役を2名以上とすることで、業務執行の監督機能、助言機能、利益相反の監督機能の強化をおこなうとともに、業務執行取締役の選任と権限の委任により業務執行のスピードアップを図る。

(2) 取締役会の諮問機関として「報酬委員会」ならびに「指名委員会」(各委員会の委員長および委員会の過半数は独立社外取締役から選任)を設置し、取締役の報酬額の決定や、取締役や主要な経営陣候補者の指名および解任について、透明性、公平性、客観性を確保することで、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を目指す。

(3) 業務執行取締役に委任された重要な事項については、「グループ事業執行会議」において、審議し決定する。その他の業務執行に関わる事項については、グループ主要会社経営会議において、審議し決定する。項目の詳細は社内規程に定める。

詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第5章 コーポレート・ガバナンス体制、をご参照ください。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が株主総会の議案を十分に審議できるよう、開催日の約3週間前に発送しています。また、招集通知の発送に先立ち、東京証券取引所のTDnet及び当社ホームページ上に開示しています。 2021年招集通知発送日: 2021年5月25日 (開催日3週間前発送)
集中日を回避した株主総会の設定	集中日の1週間以上前に株主総会を開催しています。 第12期定時株主総会開催日: 2021年6月15日
電磁的方法による議決権の行使	2016年 第7期定時株主総会より電磁的方法による議決権行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2016年 第7期定時株主総会より株式会社ICJが運営する議決権プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	東京証券取引所のTDnet及び当社ホームページに招集通知全文の英訳を掲載しています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	「コーポレート・ガバナンス基本方針」第3章 適切な情報開示、第2章 株主等との関係 3. 株主との対話、に基本方針を記載しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、中間・期末決算発表後に説明会を実施しています。また、事業説明会やスモールミーティングを適時開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	期末決算終了後、主に欧米の機関投資家を対象にミーティングを開催しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	株式情報、配当情報、適時開示資料、プレスリリース、財務情報、決算短信、アナリスト・機関投資家向け決算説明資料、有価証券報告書および四半期報告書、株主総会関連資料等を当社ホームページに掲載しています。英語版資料も掲載しています。 URL: https://www.asahiholdings.com/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画部に担当者を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは、「企業理念」である「アサヒウェイ」に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するために、各ステークホルダーへの期待に応えることで、企業市民としての責任を果たします。 詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第4章 ステークホルダーとの関係、にて基本方針をご参照ください。

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社グループは、「この手で守る自然と資源」をグループ共通のパーパスとして掲げ、貴金属事業および環境保全事業を通じて、資源の有効利用や広く環境保全に貢献しており、CSR活動にも積極的に取り組んでいます。具体的な取組内容は以下の通りです。

< 貴金属リサイクルの拡大 >

世界の金の供給量のうち、約4分の1はリサイクル由来の金によってまかなわれています。リサイクル由来の貴金属は採掘を行わないため環境への影響が少なく、繰り返し利用できるためサステナビリティに貢献しています。また、さまざまな分野に欠かせない貴金属の安定供給のためにも重要な役割を果たしています。

当社グループは、2030年度までに4つの元素(金・銀・パラジウム・プラチナ)の年間合計リサイクル量410トンの達成を目指します。同時に、鉱山採掘に比べてCO2排出量が抑えられるため、リサイクル量の目標達成によって、CO2の削減にも寄与します。

< 産業廃棄物の適正処理拡大 >

日本では、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動により、廃棄物の最終処分場のひっ迫などが社会問題となりました。

また、近年国際的に問題になっているマイクロプラスチックのように、適正に処理されず川や海に流れ出したものが、海洋生物などへ影響を及ぼしてしまう現状がみられます。

当社グループは、2030年度までに1年間の適正処理量50万トンの達成を目指し、産業廃棄物の無害化やリサイクルを拡大させ、さまざまな社会問題の解決、持続可能な社会の実現に貢献します。

< CO2排出量の削減 >

当社グループは、各拠点での省エネ活動や次世代カーへの切替を通じてグループ全体でCO2排出量の削減に取り組み、2030年度までに電気・ガソリンなどのエネルギー由来の排出量について、2015年度比50%削減を目指します。

< グリーンボンドの発行 >

グリーンボンドとは地球温暖化対策や再生可能エネルギーなど、環境改善効果のある事業(グリーンプロジェクト)に充当する資金を調達するための債券です。

当社グループのサステナビリティ経営への取り組みの一環として、環境に配慮した施設・設備の導入に必要な資金をグリーンボンドの発行により2020年3月に調達しました。非鉄金属業界のグリーンボンドの発行は本件が国内初となります。また、グリーンボンドの第三者評価として、格付投資情報センターから、グリーンボンドアセスメントにおいて最上位評価である「GA1」評価を取得しています。

< 廃棄物発電の導入 >

廃棄物発電とは、廃棄物を焼却する際に発生する熱を利用して高温・高圧の蒸気を作りタービンを回して発電する発電方法です。ただ燃やすのではなく、廃棄物を原料にして電力を作ることで、発電量に相当するCO2を削減することができます。当社グループでは北九州市に廃棄物発電を行える施設を建設しました。先進的で高効率な熱回収の達成により、地球温暖化防止・低炭素化社会の実現に貢献しています。

その他、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第4章 ステークホルダーとの関係、をご参照ください。

サステナビリティアクション

URL: <https://www.asahiholdings.com/sustainability/>

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

当社グループは、株主をはじめとするさまざまなステークホルダーの理解を得るために、適切な情報開示の実現に向けて十分な配慮を行っています。詳細は、「コーポレート・ガバナンス基本方針」第3章 適切な情報開示、にて基本方針をご参照ください。

その他

< 両立支援 >

出産や育児、家族の介護など、仕事以外の時間確保が必要な従業員にとって働きやすい環境づくりに取り組んでいます。育休後の短時間勤務は「小学校卒業まで」取得可能で、法定を大きく上回る制度になっています。また、育児・介護・加療中の従業員を対象としたテレワーク制度も導入し、それぞれの従業員のライフスタイルに合わせた働き方をサポートしています。

< 健康経営の推進 >

当社は、従業員一人ひとりが心身ともに健康であることを重要な経営課題の一つととらえ、「健康経営」を実践しています。法定基準を超えて充実した健康診断とその高い受診率、日々の勤務終了から翌日の勤務開始までの間隔を最低11時間とするインターバル勤務などの取り組みが認められ、経済産業省「健康経営優良法人2021」の認証を取得しました。

< くるみん認定 >

当社は、2021年6月10日、子育てサポート企業として厚生労働大臣より「くるみん認定」を受けました。くるみん認定は、次世代育成支援対策推進法に基づき策定した行動計画を実行し、一定の要件を満たした企業に与えられるものです。当社は2016年度より行動計画を策定・実行しており、今回は2018年度からの3ヶ年計画において、産育休からの復職支援や、女性座談会の実施、育児短時間勤務期限の延長(小学6年修了まで)等をすべて達成し、基準に適合したことが評価されました。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役、執行役員及び使用人が法令、定款及び社内規定を遵守し、業務遂行するために、取締役会は取締役及び使用人を対象とする「アサヒウェイ」を制定する。
 - (2) 取締役及び使用人に対し「アサヒウェイ」を配布し、法令を遵守するよう周知する。また、内部監査部門は、業務監査を通じ、改善、指導等を行う。
 - (3) コンプライアンス全体を統括する組織として役員及び、各部門責任者及びグループリスク管理部門で構成される「内部統制推進会議」を設置し、内部統制システムの構築、維持、向上を推進する。
 - (4) コンプライアンスの推進については、コンプライアンスの状況等について監査を実施する。
 - (5) 取締役及び使用人が法令違反その他法令上疑義のある行為等を発見した場合には、適切に対応するため、内部通報システムを整備し運用する。
 - (6) 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係も含め一切の関係を持たないこととする。その不当要求に対しては、法令及び社内規定に則り毅然とした姿勢で組織的に対応する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - (1) 取締役の職務の執行及び意思決定に係る記録や文書は、保存及び廃棄等の管理方法を、適切に管理し、関連規定は必要に応じて適宜見直しを図る。
 - (2) 取締役、監査等委員及び会計監査人は、これらの情報及び文書を常時閲覧できる。
 - (3) グループ会社を管理するとともに、当社子会社は重要事項を当社へ報告する。
3. 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - (1) リスク管理に関する規定を定め、同規定に従ったリスク管理体制を構築する。
 - (2) 当社及び当社子会社の事業遂行プロセス、業務構造等に潜在するリスクを適切に捕捉し、事業活動上のリスクの評価および対策をグループ横断的に実施するため、グループリスク管理部門が事業部門から独立した立場でコンプライアンスリスク管理等を促進するとともに、監査部門と連携して適切なガバナンスの強化に努める。
 - (3) 不測の事態が発生した場合には、経営会議等にて審議・決定を行い、その決定事項を管理責任者から各部、各工場連絡するとともに、各部、各工場においては迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。
4. 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役会は、3ヵ月に1回以上定時開催するほか、必要に応じて随時開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
 - (2) 取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
 - (3) 取締役会において、中期経営計画及び各事業年度予算を立案し事業目標を設定するとともに、その進捗状況を監督する。
 - (4) 取締役会の決定に基づく業務執行については、取締役の職務の執行の責任及びその執行手続きを規定し、効率的な職務執行を確保する。また各規定は必要に応じて適宜見直しを図る。
5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 当社子会社を管理する体制を構築するとともに、それらの経営成績及び営業活動等を定期的に当社の取締役会に報告する体制を整備する。
 - (2) 当社子会社には、当社の役職者が役員として就任し、当社子会社の業務の適正性を監視できる体制を整備する。
 - (3) 当社の内部監査部門は定期的、または必要に応じて内部監査を行い、監査の結果を当社の代表取締役社長、監査等委員会及び関係部署に報告する体制を整備する。
6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制並びに当該使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (1) 監査等委員会の職務を補助する使用人を監査等委員会事務局に置く。
 - (2) 監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局員の任命、異動については監査等委員会の事前の同意を得なければならない。
 - (3) 監査等委員会の職務を補助する監査等委員会事務局員に対する職務執行の指揮命令権は監査等委員会が有するものとする。
7. 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員、使用人及び監査役又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制、その他監査等委員会への報告に関する事項
 - (1) 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、及び使用人並びに当社子会社の取締役、執行役員、使用人及び監査役又はこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査等委員会に対して、法令及び定款に違反する事項、当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項に加え、経営に関する重要事項、経理部門に関する重要事項、コンプライアンス及び賞罰の担当部門に関する重要事項等を、すみやかに報告する。
 - (2) 監査等委員は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求められることができるものとする。
8. 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、監査等委員会へ報告をおこなった当社及び子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。
9. 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員は、その職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)のため必要な費用を会社に対して請求することができる。
10. その他の当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会、会計監査人及び監査等委員会事務局は、監査業務において連携を図り、効率のよい監査を実行できるよう取締役及び使用人は支援する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的な活動や勢力とは一切の関係をもたず、いかなる取引も行わないことを全役職員に周知徹底しています。また、外部専門機関との連携を緊密に行い迅速な対応が可能な体制を構築しています。

「コーポレート・ガバナンス基本方針」第3章 適切な情報開示、に基本方針を記載しています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は買収防衛策を導入していません。

当社株式が公開買付けに付された場合は、以下の対応を行います。

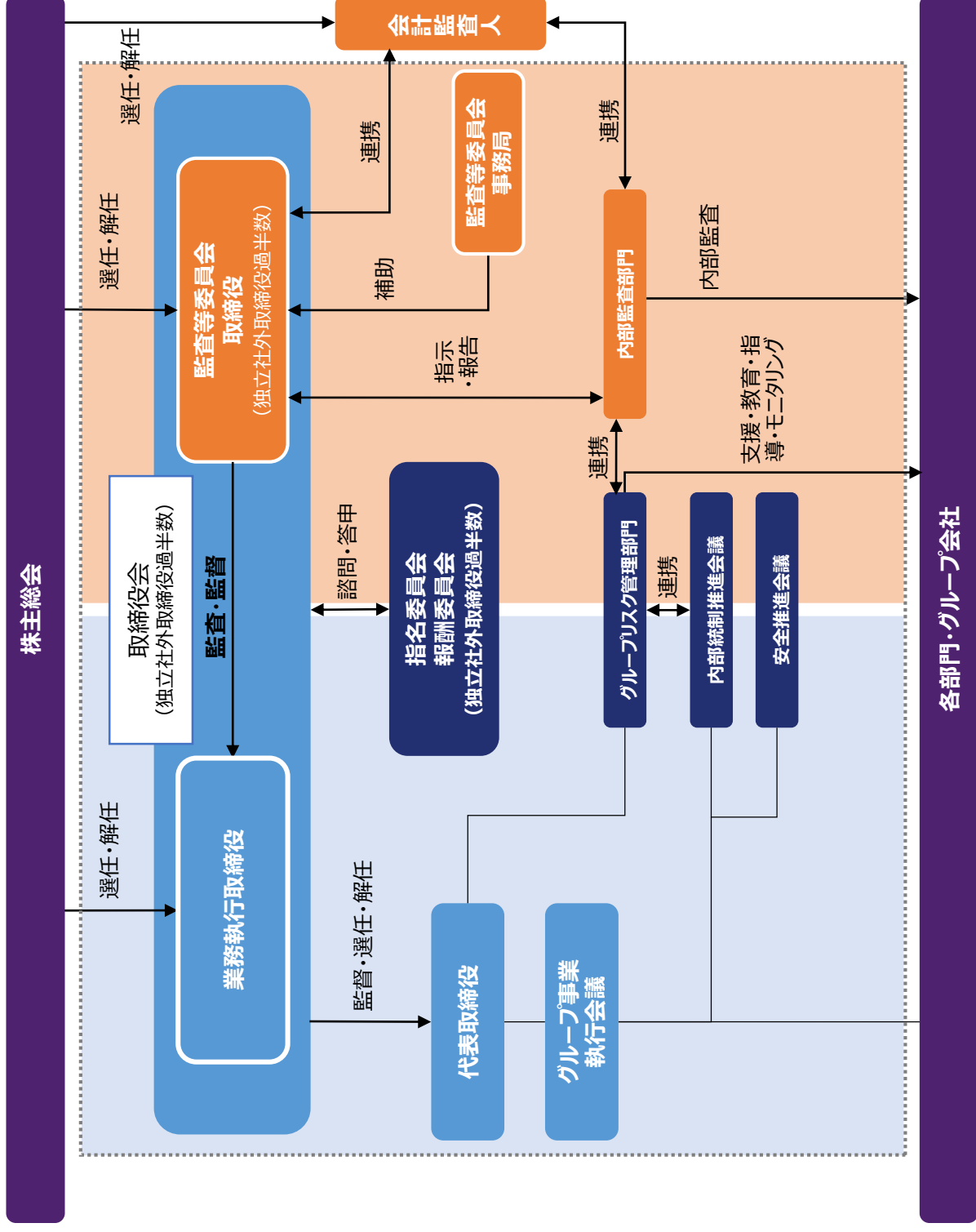
公開買付け者等に対して、支配権変動後の当社グループの企業価値向上に向けた具体的施策内容の説明を求める。

当社グループとしてのさらなる企業価値向上に向けた具体的施策を株主に説明し、株主の理解を求める。

株主の権利尊重の観点から、株主が公開買付けに応じることを不当に妨げることをしない。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制



適時開示体制概要書

アサヒホールディングス株式会社（東証第一部 5857）

当社の会社情報の適時開示にかかる社内体制の状況は、下記のとおりです。

記

当社および子会社において決定または発生した会社情報につきましては、情報取扱責任者である管理部門管掌取締役の管理・監督のもと、適時開示規則等に準じて適時適切に開示する社内体制を整備しております。

① 決定事実

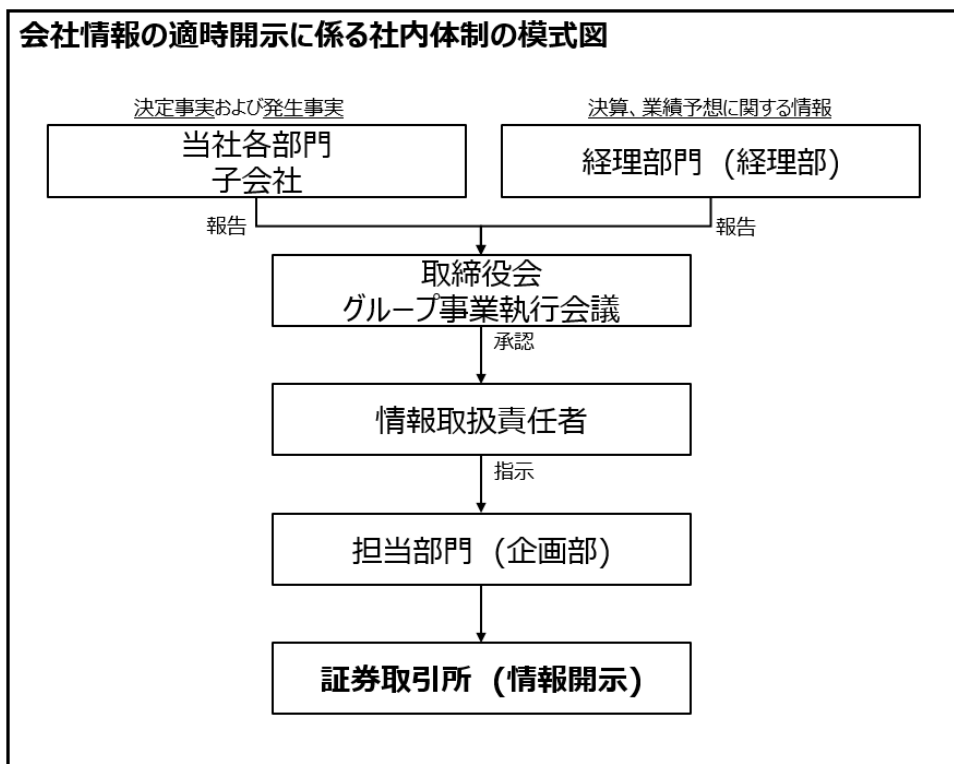
決定事実に関する重要情報は、当社の各部門や子会社より、当社の重要事項決定機関である取締役会やグループ事業執行会議へ上程され、承認後、適時開示規則に準じて開示が必要な重要情報や当社が開示すべきと判断した重要情報は、情報取扱責任者の指示により担当部門(企画部)が速やかに開示いたします。

② 発生事実

発生事実に関する重要情報は、当社の各部門や子会社より、当社の取締役会やグループ事業執行会議に即時に報告され、適時開示規則に準じて開示が必要な会社情報や当社が開示すべきと判断した重会社情報は、情報取扱責任者の指示により担当部門(企画部)が速やかに開示いたします。

③ 決算、業績予想に関する情報

決算、業績予想に関する情報は、経理部門(経理部)が資料を作成し、取締役会の承認後、情報取扱責任者の指示により担当部門(企画部)が開示いたします。



以上

(添付) コーポレートガバナンス・コード実施状況表

※当社のコーポレートガバナンス・コードの実施状況は以下の通り、当社の「コーポレート・ガバナンス基本方針」において開示しています。

No	コーポレートガバナンス・コード		実施状況		当社「コーポレート・ガバナンス基本方針」での開示箇所	
			Comply	Explain		
1	第1章	基本原則1		●	第II章 株主等との関係	
2	株主の権利・平等性の確保	1-1. 株主の権利の確保		●	第II章 株主等との関係 1. 株主の権利確保	
3			1-1 ①	●	第II章 株主等との関係 2. 株主総会	
4		1-1 ②	●	第V章 コーポレート・ガバナンス体制 1. 機関設計と基本的な枠組み 第V章 コーポレート・ガバナンス体制 2. 取締役会の役割		
5		1-1 ③	●	第II章 株主等との関係 1. 株主の権利確保		
6		1-2. 株主総会における権利行使		●	第II章 株主等との関係 2. 株主総会	
7			1-2 ①	●	第II章 株主等との関係 2. 株主総会	
8			1-2 ②	●	第II章 株主等との関係 2. 株主総会	
9			1-2 ③	●	第II章 株主等との関係 2. 株主総会	
10			1-2 ④	●	第II章 株主等との関係 2. 株主総会 第III章 適切な情報開示 2. 英文情報開示の充実	
11			1-2 ⑤	●	第II章 株主等との関係 2. 株主総会	
12		1-3. 資本政策の基本的な方針		●	第II章 株主等との関係 4. 資本政策	
13		1-4. 政策保有株式		●	第II章 株主等との関係 6. 政策保有株式	
14			1-4 ①	●	第II章 株主等との関係 6. 政策保有株式	
15			1-4 ②	●	第II章 株主等との関係 6. 政策保有株式	
16		1-5. いわゆる買収防衛策		●	第II章 株主等との関係 7. 買収防衛策	
17			1-5 ①	●	第II章 株主等との関係 7. 買収防衛策	
18		1-6. 株主の利益を害する可能性のある資本政策		●	第II章 株主等との関係 4. 資本政策	
19		1-7. 関連当事者間の取引		●	第II章 株主等との関係 5. 関連当事者間取引防止	
20		第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働	基本原則2		●	第I章 総則 1. Asahi Way 別添資料① Asahi Way/アサヒウェイ
21		2-1. 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定		●	第I章 総則 1. Asahi Way 別添資料① Asahi Way/アサヒウェイ	
22			2-2. 会社の行動準則の策定・実践		●	第I章 総則 1. Asahi Way 第IV章 ステークホルダーとの関係 4. 従業員との関係
23		2-2 ①		●	第IV章 ステークホルダーとの関係 4. 従業員との関係	
24		2-3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題		●	第IV章 ステークホルダーとの関係 2. 社会との関係や環境への取組み	
25			2-3 ①	●	第IV章 ステークホルダーとの関係 2. 社会との関係や環境への取組み	
26		2-4. 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保		●	第IV章 ステークホルダーとの関係 4. 従業員との関係	
27			2-4 ①	●	第IV章 ステークホルダーとの関係 4. 従業員との関係	
28		2-5. 内部通報		●	第IV章 ステークホルダーとの関係 5. 内部通報制度	
29			2-5 ①	●	第IV章 ステークホルダーとの関係 5. 内部通報制度	
30		2-6. 企業年金の資産オーナーとしての機能発揮		●	第IV章 ステークホルダーとの関係 6. 資産オーナーとしての役割	
31	第3章	基本原則3		●	第III章 適切な情報開示	
32	適切な情報開示と透明性の確保	3-1. 情報開示の充実		●	(全体)第III章 適切な情報開示 (i)第I章 総則 1. Asahi Way 第II章 株主等との関係 3. 株主との対話 (ii)第I章 総則 2. コーポレート・ガバナンスについての基本的な考え方 (iii)第V章 コーポレート・ガバナンス体制 9. 取締役報酬決定のプロセス 別添資料⑥ 取締役および経営幹部の報酬決定の考え方 (iv)第V章 コーポレート・ガバナンス体制 8. 取締役候補指名および解任決定のプロセス 別添資料⑤ 取締役および経営幹部候補の選解任にあたっての基本的な考え方 (v)第V章 コーポレート・ガバナンス体制 8. 取締役候補指名および解任決定のプロセス	
33			3-1 ①	●	第III章 適切な情報開示 1. 情報開示について	
34			3-1 ②	●	第III章 適切な情報開示 2. 英文情報開示の充実	
35			3-1 ③	●	第III章 適切な情報開示 1. 情報開示について 第V章 コーポレート・ガバナンス体制 2. 取締役会の役割 第II章 株主等との関係 3. 株主との対話	
36			3-2. 外部会計監査人		●	第V章 コーポレート・ガバナンス体制 7. 会計監査人による適正な監査の確保
37				3-2 ①	●	第V章 コーポレート・ガバナンス体制 7. 会計監査人による適正な監査の確保
38				3-2 ②	●	第V章 コーポレート・ガバナンス体制 7. 会計監査人による適正な監査の確保

(添付) コーポレートガバナンス・コード実施状況表

※当社のコーポレートガバナンス・コードの実施状況は以下の通り、当社の「コーポレート・ガバナンス基本方針」において開示しています。

No	コーポレートガバナンス・コード		実施状況		当社「コーポレート・ガバナンス基本方針」での開示箇所	
			Comply	Explain		
39	第4章 取締役会の責務	基本原則4		●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 1. 機関設計と基本的な枠組み 第V章 コーポレート・ガバナンス体制 2. 取締役会の役割
40		4-1. 取締役会の役割・責務(1)		●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 2. 取締役会の役割
41			4-1 ①	●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 2. 取締役会の役割
42			4-1 ②	●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 2. 取締役会の役割 第II章 株主等との関係 3. 株主との対話
43			4-1 ③	●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 8. 取締役候補指名および解任決定のプロセス 別添資料⑤ 取締役および経営幹部候補の選解任にあたっての基本的な考え方
44		4-2. 取締役会の役割・責務(2)		●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 2. 取締役会の役割
45			4-2 ①	●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 9. 取締役報酬決定のプロセス 別添資料⑥ 取締役および経営幹部の報酬決定の考え方
46			4-2 ②	●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 2. 取締役会の役割
47		4-3. 取締役会の役割・責務(3)		●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 2. 取締役会の役割 第V章 コーポレート・ガバナンス体制 9. 取締役報酬決定のプロセス 別添資料⑥ 取締役および経営幹部の報酬決定の考え方 第III章 適切な情報開示 3. 適切な情報開示に関する取締役会の監督 第II章 株主等との関係 5. 関連当事者間取引防止
48			4-3 ①	●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 8. 取締役候補指名および解任決定のプロセス 別添資料⑤ 取締役および経営幹部候補の選解任にあたっての基本的な考え方
49			4-3 ②	●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 8. 取締役候補指名および解任決定のプロセス 別添資料⑤ 取締役および経営幹部候補の選解任にあたっての基本的な考え方
50			4-3 ③	●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 8. 取締役候補指名および解任決定のプロセス 別添資料⑤ 取締役および経営幹部候補の選解任にあたっての基本的な考え方
51			4-3 ④	●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 2. 取締役会の役割
52		4-4. 監査役及び監査役会の役割・責務		該当せず	該当せず	
53			4-4 ①	該当せず	該当せず	
54		4-5. 取締役・監査役等の受益者責任		●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 6. 取締役および社外取締役
55		4-6. 経営の監督と執行		●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 2. 取締役会の役割
56		4-7. 独立社外取締役の役割・責務		●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 6. 取締役および社外取締役
57		4-8. 独立社外取締役の有効な活用		●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 3. 取締役会の構成
58			4-8 ①	●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 6. 取締役および社外取締役
59			4-8 ②	●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 6. 取締役および社外取締役
60			4-8 ③	該当せず	該当せず	
61		4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質		●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 6. 取締役および社外取締役 別添資料④ 社外取締役の独立性に関する基準
62		4-10. 任意の仕組みの活用		●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 1. 機関設計と基本的な枠組み
63			4-10 ①	●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 6. 取締役および社外取締役 第V章 コーポレート・ガバナンス体制 8. 取締役候補指名および解任決定のプロセス 第V章 コーポレート・ガバナンス体制 9. 取締役報酬決定のプロセス
64		4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件		●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 3. 取締役会の構成 第V章 コーポレート・ガバナンス体制 4. 取締役会の運営と実効性の評価 第V章 コーポレート・ガバナンス体制 5. 監査等委員会
65			4-11 ①	●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 3. 取締役会の構成
66			4-11 ②	●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 3. 取締役会の構成
67			4-11 ③	●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 4. 取締役会の運営と実効性の評価
68		4-12. 取締役会における審議の活性化		●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 4. 取締役会の運営と実効性の評価
69			4-12 ①	●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 4. 取締役会の運営と実効性の評価
70		4-13. 情報入手と支援体制		●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 10. 取締役のサポート体制
71	4-13 ①		●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 10. 取締役のサポート体制	
72	4-13 ②		●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 10. 取締役のサポート体制	
73	4-13 ③		●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 2. 取締役会の役割 第V章 コーポレート・ガバナンス体制 10. 取締役のサポート体制	
74	4-14. 取締役・監査役へのトレーニング		●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 11. 取締役トレーニング方針 別添資料⑦ 取締役トレーニング方針	
75		4-14 ①	●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 11. 取締役トレーニング方針 別添資料⑦ 取締役トレーニング方針	
76		4-14 ②	●		第V章 コーポレート・ガバナンス体制 11. 取締役トレーニング方針 別添資料⑦ 取締役トレーニング方針	
77	第5章 株主との対話	基本原則5		●		第II章 株主等との関係 3. 株主との対話
78		5-1. 株主との建設的な対話に関する方針		●		第II章 株主等との関係 3. 株主との対話
79			5-1 ①	●		第II章 株主等との関係 3. 株主との対話
80			5-1 ②	●		第II章 株主等との関係 3. 株主との対話 第III章 適切な情報開示 1. 情報開示について
81			5-1 ③	●		第II章 株主等との関係 3. 株主との対話
82		5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表		●		第II章 株主等との関係 3. 株主との対話
83			5-2 ①	●		第II章 株主等との関係 3. 株主との対話